

令和3年度第2回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和3年10月22日（金）
午前10時から午前11時30分まで
場所 へきなん福祉センターあいくる
デイルーム

1 あいさつ

2 議題

(1) 各作業部会の取組状況について

(2) 手話言語条例の制定について

3 その他

【今後の日程】

- ・第3回：令和4年3月11日（金）午前10時から
へきなん福祉センターあいくる 2階 デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (4) 障害者の就労支援に関する事。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

議題（１）各作業部会の取組状況について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和３年度検討事項

ア 課題

地域生活支援拠点の継続的な機能評価のため、事例に基づく対応の検証が必要。
また、事業所における災害時対応の検討が必要。

イ 目標

地域生活支援拠点の機能評価と実情に即した体制を整備。サービス利用者の災害時における安否確認等について、事業所の対応方針を策定。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 10月13日（水）に第1回を開催。昨年度より6回に渡る災害時対応検討会を開催し検討した、事業所における災害時の安否確認に関する検討事項を報告。来年度より、対象事業所において、災害時における個人情報提供同意書の確認を行うと共に、利用者及び利用者家族へ避難所に関する確認を促していく方針とした。

イ 地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成に関連し、部会での研修のあり方について検討。

ウ こども部会における「医療的ケア児者検討会」において課題とした、ヘルパー事業所における喀痰吸引等研修に関して、受講に関する意向や課題を確認。

(4) 今後の予定

令和４年１月頃に第２回の開催を予定。地域生活支援拠点の機能の評価を行い、機能の充実について検討。また、専門的人材育成のため、引き続き研修に関し検討。

2 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（学校教育課及び商工課）

(2) 令和3年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進を図る必要がある
- (イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などを図る必要がある。
- (ウ) 学生から社会人となった後に、進路のミスマッチのような状態となることがある。
- (エ) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限られている。

イ 目標

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進。
- (イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。
- (ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。
- (エ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

(3) 今年度のこれまでの取り組み内容

10月12日(火)に第1回を開催し、進路選択の参考となる機会についての検討、支援を必要とする就労希望者へ情報を届けることについて検討。

(4) 今後の予定

就労支援部会、コアメンバー会議などにて取り組みの検討や情報共有を図る。

3 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和3年度検討事項

ア 課題

- (ア) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要
- (イ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実
- (ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

- (ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実
- (イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施
- (ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催
- (エ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 7月19日（月）に医療的ケア児者検討会を開催。医療的ケア児者の外出（通院や通所等）の課題について検討。医療依存度の高い子を持つ保護者の外出時の負担軽減のため、信頼できるヘルパーが必要であること、喀痰吸引等ができるヘルパーの必要性を確認。喀痰吸引等ができるヘルパーが少ないことが課題とされたため、ヘルパー事業所へ喀痰吸引等研修の受講に関する意向や課題の確認を実施。

イ 保護者支援

- (ア) 「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば）」を月1回開催（8月除く）。
- (イ) ピアサポーターによる出張相談をにじの学園で9月13日（月）～16日（木）の4日間を予定していたが、緊急事態宣言発令により中止。
- (ウ) サポートシートについて、4月の小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者会、6月の園長会で活用について周知。

(4) 今後の予定

令和4年1月頃に児童通所支援事業所検討会を開催予定。市内通所事業所での課題や情報を共有し連携を図る。また、令和4年1月にサポートブック説明会をにじの学園で開催予定。

4 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和3年度検討事項

ア 課題

- (ア) 身体・知的・精神・発達に障害がある方の新型コロナ禍での避難行動・避難生活についての検討が必要

- (イ) 要配慮者について、自主防災会や地域住民への周知が必要
- (ウ) 地域での避難行動要支援者の支援、被災後の個別支援について検討が必要
- (エ) 福祉避難所等で要配慮者が必要とする物品の確認が必要

イ 目標

- (ア) 総合防災訓練に部会としての参加についての検討
- (イ) 新型コロナ禍での避難について、避難行動・避難生活の課題や問題点等について検討
- (ウ) 要配慮者の避難所への避難や地域住民への理解促進等について検討
- (エ) 福祉避難所等において必要となる物品等について検討

(3) 今年度のこれまでの取組内容

令和3年度碧南市総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、関係者のみの開催となり、部会としては参加できなかった。

(4) 今後の予定

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個別避難計画作成の努力義務化や福祉避難所の受入対象者の公示などに関して、防災課及び関係課の検討を踏まえ、部会の開催を調整

5 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和3年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要。
- (イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足
- (ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

- (ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援部会にて検討を進める

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催

(3) 今年度のこれまでの取り組み内容

ア 個別ケースを通じて、医療機関との連携を図り、退院調整や退院後の安定した生活に向けて支援を実施

イ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催

ウ ころころの運営を継続

(4) 今後の予定

ア 病院と連携を図りながら、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進

イ あおみJセンターと連携した家族懇談会の充実

ウ ころころの運営を継続

1 災害時対応検討会の報告と今後の対応について

1 経緯

令和2年度の事業所部会にて、高齢福祉分野における碧南市介護サービス機関連絡協議会の被災時の安否確認に関する取り組みについて情報共有をした。その結果、障害福祉分野においても検討する方針を確認したため、令和3年2月から7月まで月1回「災害時対応検討会」にて検討した。

なお、検討会は、碧南ふれあい作業所（生活介護）、あおみJセンター（地域活動支援センター）、ふれあい福祉園ガイア（ショートステイ）、就労センターオアシス碧南（就労継続支援B型）、ふれあい支援センター（ヘルパー）、相談支援センターメビア（相談支援）、基幹相談支援センター及び福祉課で検討を進めた。

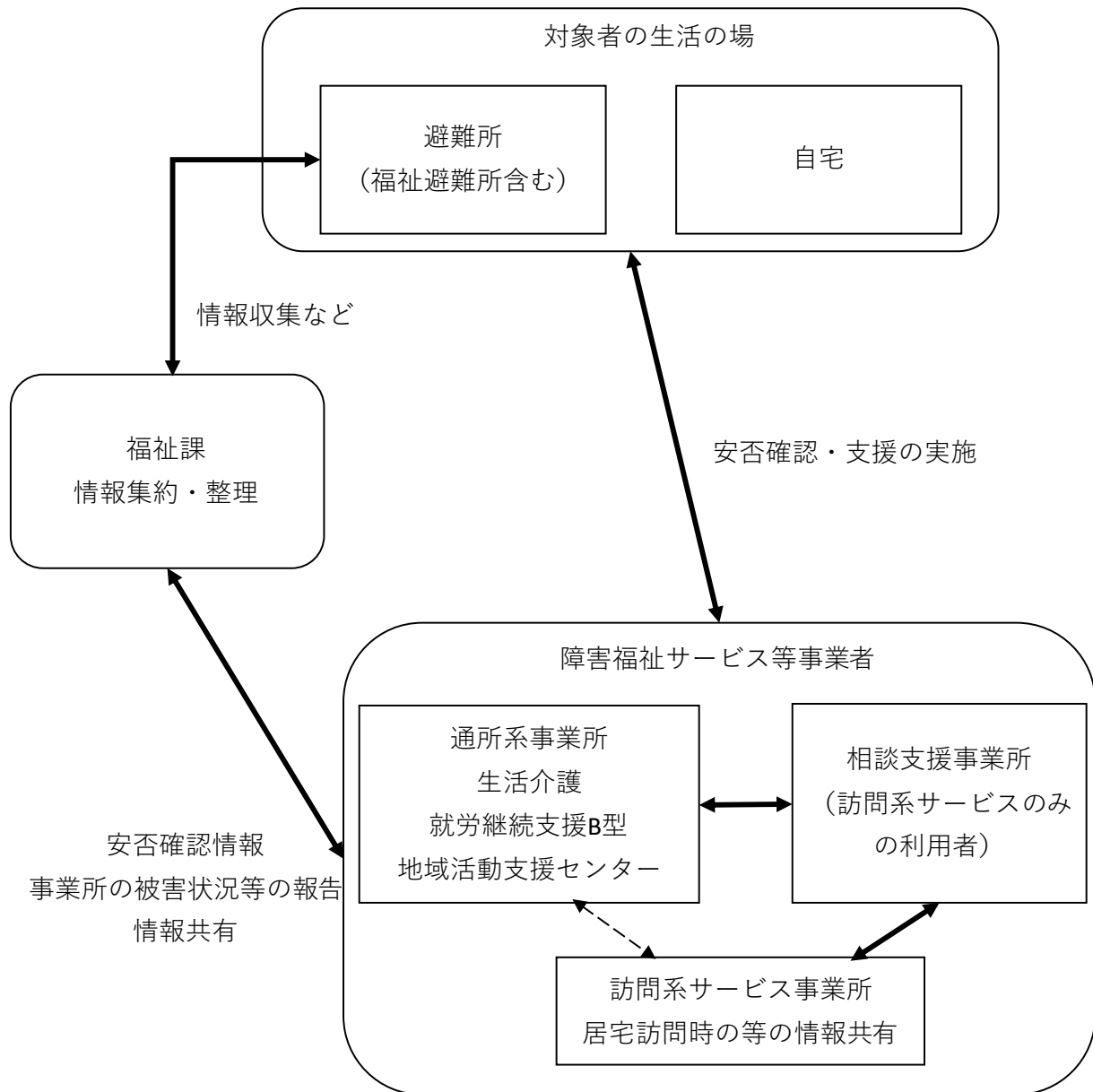
2 安否確認対象者

事業所が対応すべき対象者として、市内の①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護などの訪問系サービスのみの利用者、④グループホーム入居者、⑤地域活動支援センターとした（令和2年12月末時点232名）。

3 災害時における個人情報提供同意書に関する対応について

対象者	通所系サービス利用者			訪問系サービスのみの利用者
事業者	生活介護	就労継続支援B型	地域活動支援センター	相談支援
確認する時期	モニタリング時		必要な方に随時	サービス等利用計画更新時
事業所間調整	通所日数が多い事業所が確認			
作成、配布する書類	1 災害時における個人情報使用同意書 2 障害福祉サービスをご利用のみなさまへ（周知） 3 事業所が確認した対象者一覧の作成、取りまとめた情報を福祉課へ提出			
備考	毎年度8月頃を目途に各事業所に情報確認等について促す			

4 被災時の安否確認、情報収集について



災害時における個人情報提供同意書

資料2

私（利用者及び家族）は、_____（事業所名等）により、下記要領で個人情報が取り扱われることに同意します。

記

個人情報を第三者に提供する場合は、次の条件の範囲内とする。

1 提供目的

生命、身体の保護のため必要な場合

・災害時において、安否確認情報を行政および関係機関等に提供する場合

*安否確認後、避難所での支援や配慮をすることが目的ではありません。

2 提供する情報

氏名、年齢、障害の概要、お住まいの町名など

3 提供する期間

同意日から契約終了日まで

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 氏名 _____

_____（利用者との関係）

※利用者、利用者家族が記入できない場合は、署名代行者を代筆者が記入してください

しょうがいふくし サービスをご利用のみなさまへ

資料3

いつ来るかわからない災害。

もし、災害が起きた場合、1日でも早くいつもの生活ができるように支援するため、みなさまにお願いです。

- 1 みなさんが安全なところにいるかどうか、すぐに確認できるように「災害時における個人情報提供同意書」を記入してください。
- 2 避難する場合の避難先を、家族や支援者と一緒にあらかじめ確認しておきましょう。



キリトリ

見やすいところに貼っておきましょう

わたしの避難所は（ ）です。

へきなんしふくしか
碧南市福祉課

しゃかいふくしがかり
社会福祉係

でんわ
電話：(0566) 95-9884

避難所一覧

資料4

地区	番号	施設名	所在地
新川	1	新川小学校体育館	新川町 2-1
	2	新川公民館	新川町 2-1-1
	3	羽久手保育園	鶴見町 6-17
	4	勤労者体育センター	新川町 2-1-1
	5	新川中学校体育館	新川町 1-1
中央	6	中央小学校体育館	向陽町 3-19
	7	中央中学校体育館	植出町 5-2
	8	保健センター	天王町 1-70
	9	碧南市文化会館	源氏神明町 4
	10	天道保育園	末広町 2-32
	11	中部公民館	向陽町 3-48
大浜	12	大浜公民館	中町 1-53
	13	南部市民プラザ	塩浜町 7-135
	14	前浜集落センター	前浜町 1-80
	15	川口農業センター	川口町 1-24-2
棚尾	16	棚尾小学校体育館	春日町 1-5
	17	棚尾公民館	汐田町 2-28
	18	碧南市臨海体育館	浜町 2-3
	19	棚尾ふれあい館	棚尾本町 5-35
日進	20	東部市民プラザ	照光町 5-3
鷺塚	21	東中学校体育館	天神町 3-88
	22	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30
	23	鷺塚公民館	旭町 2-66
西端	24	西端小学校体育館	上町 3-1

この避難所は、震災等直後に津波や火災等から一時的に避難する場所ではなく、災害で住まいを失ったときなどに、一定期間の避難生活を送るための場所になります。

議題（２） 手話言語条例の制定について

1 経緯

平成 26 年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において“「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。”と定義されて以降、改正障害者基本法、障害者差別解消法が成立してきたところ、全国の自治体で手話言語条例の制定が進むなか、碧南市においても関係団体から条例制定の要望が出されている状況であることから、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域共生社会を実現することを目的とした手話言語条例の新規制定を検討している。

2 条例の内容（案）について

(1) 前文

- ・ 手話は、手指や体の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を持つ非音声言語である。
- ・ ろう者は、手話を音声言語の代わりに用いて、独自の言語として、大切に受け継がれ発展してきたが、手話は言語として認められず、苦難を強いられてきた。
- ・ 手話が言語であるとの認識は、いまだ十分に深まっているとはいえず、手話を通じて十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備する必要がある。

(2) 目的について

- ・ 手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域共生社会を実現すること。

(3) 用語の定義

- ・ ろう者 聴覚の障害により手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者
- ・ 手話通訳者 ろう者とろう者以外の者との間で、手話によりコミュニケーション支援を行う者
- ・ 市民 市内に住所を有する者、市内の事業所等に勤務する者及び市内の学校等に在籍する者
- ・ 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人

(4) 基本理念

- ・ ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域共生社会の実現を目指すものとする。
- ・ 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- ・ ろう者は、コミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(5) 市の責務及び市民等の役割

- ・ 市の責務 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努める。
- ・ 市民の役割 ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性についての理解を深める。
- ・ ろう者の役割 主体的に手話の普及に努める。
- ・ 事業者の役割 ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める。

(6) 手話に関する施策内容について

- ・ 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- ・ 手話によるコミュニケーション及び情報取得に関する施策

(7) 協議の場の設置について

手話に関する施策について定める場合又は手話に関する施策を適切に実施するため必要がある場合は、関係者から意見を聴くための協議の場を設置する。

3 今後のスケジュールについて

パブリックコメント実施後令和4年4月1日条例施行を目指す。